

駐車場法に基づく  
路外駐車場設置等の届出に関する手引き



平成 29 年 4 月

門 真 市

この手引きは、駐車場の設置、管理、変更する際に留意すべき駐車場法に基づく届出手続きや守るべき基準などをまとめたものです。届出の様式については、この手引きまたは門真市のホームページをご参照ください。

この手引きにおける略号は次のとおりです。

「法」 駐車場法（昭和32年5月16日法律第106号）

「施行令」 駐車場法施行令（昭和32年12月13日政令第340号）

「施行規則」 駐車場法施行規則（平成12年11月24日運輸省・建設省令第12号）

なお、その他法令については、その都度根拠となる法令名を記載しております。

— 目 次 —

<b>I. 路外駐車場設置等の届出について</b> . . . . .	3
1. 届出の対象となる駐車場とは . . . . .	3
2. 路外駐車場管理者の責務 . . . . .	5
3. 自動二輪車の受け入れについて . . . . .	5
<b>II. 届出の種類</b> . . . . .	6
1. 設置（変更）の届出 . . . . .	6
2. 管理規程の届出 . . . . .	7
3. 休止・廃止・再開の届出 . . . . .	8
4. バリアフリー新法に基づく届出 . . . . .	8
5. 変更の届出が必要な場合 . . . . .	8
6. 届出手続きの流れ . . . . .	10
<b>III. 路外駐車場の構造及び設備の基準</b> . . . . .	11
1. 自動車の出口及び入口 . . . . .	11
2. 前面道路が2以上ある場合 . . . . .	12
3. 入口と出口の隔離 . . . . .	12
4. 出入口の隅切り . . . . .	13
5. 出口付近の構造 . . . . .	13
6. 国土交通大臣の認定により出入口の設置が可能な箇所 . . . . .	14
7. 車路の幅員 . . . . .	14
8. 駐車マスの寸法 . . . . .	14
9. バリアフリー . . . . .	15
10. 供用時間・料金等の明示 . . . . .	15

<b>IV. 建築物である路外駐車場の構造及び設備の基準</b> . . . . .	16
1. 車路の構造 . . . . .	16
2. はり下の高さ . . . . .	16
3. 避難階段 . . . . .	17
4. 防火区画 . . . . .	17
5. 換気装置 . . . . .	17
6. 照明装置 . . . . .	18
7. 警報装置 . . . . .	18

<b>V. 特殊装置を用いる路外駐車場の技術基準</b> . . . . .	19
1. 特殊装置の分類 . . . . .	19
2. 対象とする自動車 . . . . .	19
3. 特殊装置の面積の算定方法 . . . . .	19
4. 特殊装置の前面空地 . . . . .	19

<参考様式>

- 路外駐車場設置変更届出書（様式1）
- 路外駐車場管理規程の（変更）届出書（様式2）
- 路外駐車場休止（廃止）届出書（様式3）
- バリアフリー新法に基づき添付する書面（様式4）
- 路外駐車場の届出に関するチェックシート（様式5）

【用語解説】

駐車のための施設：駐車場

駐車の用に供する施設：駐車マス（自動車の駐車スペース）

※自動車には、大型自動二輪車及び普通自動二輪車を含みます。

路外駐車場：道路の路面外に設置され、一般公共の用に供する自動車の駐車場

一般公共の用に供する：利用者が限定されず、一般の人が自由に利用できること

特定路外駐車場：建築物又は建築物に付属する駐車場以外の届出が必要な路外駐車場

附置義務駐車施設：門真市建築物における駐車施設の附置等に関する条例に基づき設置される駐車施設

バリアフリー新法：高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の通称

移動等円滑化経路：高齢者、障がい者等が円滑に移動できる歩行者用通路

## I. 路外駐車場設置等の届出について

多数の利用者が安心して駐車場を利用できるように、駐車場法により一定規模以上の駐車場を対象とした届出の義務や構造・設備等の基準が定められています。

### 1. 届出の対象となる駐車場とは

次の3つの条件のすべてにあてはまる駐車場は、法に基づく届出が必要です。

[法第2条・11条・12条]

#### 【届出が必要な駐車場の条件】

1. 道路の路面以外に設置される駐車場で、一般公共の用に供されるもの  
(以下、『路外駐車場』という)
2. 一般公共の用に供される部分の駐車マスの面積が500㎡以上のもの
3. 駐車場利用者から料金を徴収するもの

#### 【解説】

##### ■「一般公共の用に供されるもの」とは

駐車場を利用する人が特定の人に限定されず、一般の人が自由に利用できることをいいます。  
次の例のように、利用者が限定されている場合は「一般公共の用に供される」駐車場ではありません。

—例—

- ・建物に併設され、その建物の関係者など特定の者の専用利用とし、それ以外の者（部外者・一般者）の利用を認めない駐車場
- ・月極契約など、契約者の駐車スペースを固定した定期契約者のみが利用する駐車場  
ただし、同一の駐車場において、時間制の駐車マス（コインパーキング等）と専用利用駐車マス（月極契約等）の部分が併設されている場合は、時間制の駐車マスの部分について「一般の用に供されるもの」として扱います。

##### ■駐車マスの面積について

特殊装置（いわゆる機械式）を用いる場合における面積の算定にあたっては、駐車のために供する部分に該当する車箱（ゲージ）、パレット（トレイ）などの面積の算定が容易なものについては、その面積によるものとし、その算定が困難なものについては小型自動車または軽自動車（自動二輪車を除く）のみの駐車のために供する

特殊装置については自動車1台あたり12㎡、普通自動車（大型バス、トラック等を除く）の駐車のために供することができる特殊装置については自動車1台あたり15㎡とみなして算定します<sup>①</sup>。

①「駐車場法施行令第15条の認定基準について（通知）」（昭和43年10月16日建設省都市局長通達）

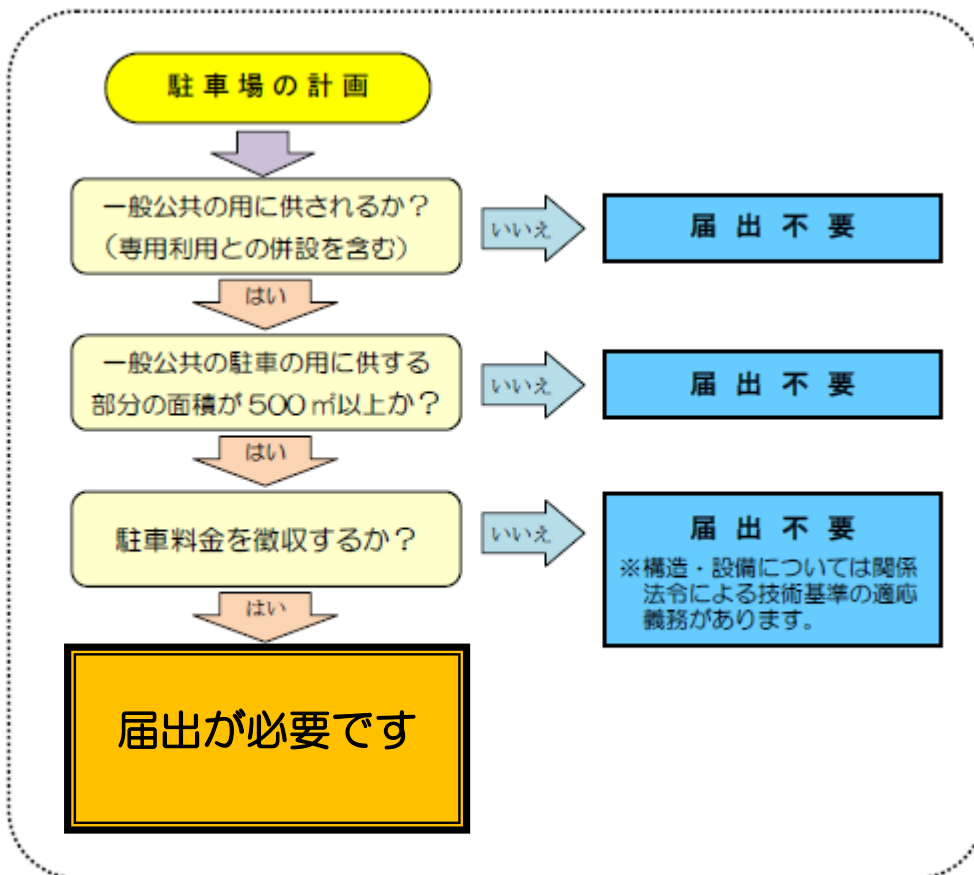
■ 「料金を徴収するもの」とは

時間単位や1日単位で料金を徴収するもののほか、以下のように提携する商店等の特約も料金を徴収する駐車場として取り扱います。

—特約の例—

- レシートチェックを行い、レシートのないもの、または規程時間超過分について料金を別途支払うもの
- 一定時間無料の後料金を徴収するもの
- 駐車場の直接の利用者以外が相当の料金を支払うもの（商店を利用した人に駐車券を発行し、その駐車券に相当する額を商店が支払うものなど）
- 管理料等の名目で費用を徴収するもの 等

■ 駐車場法に基づく届出の対象となる駐車場の判断は下記のとおりです。



## 2. 路外駐車場管理者の責務

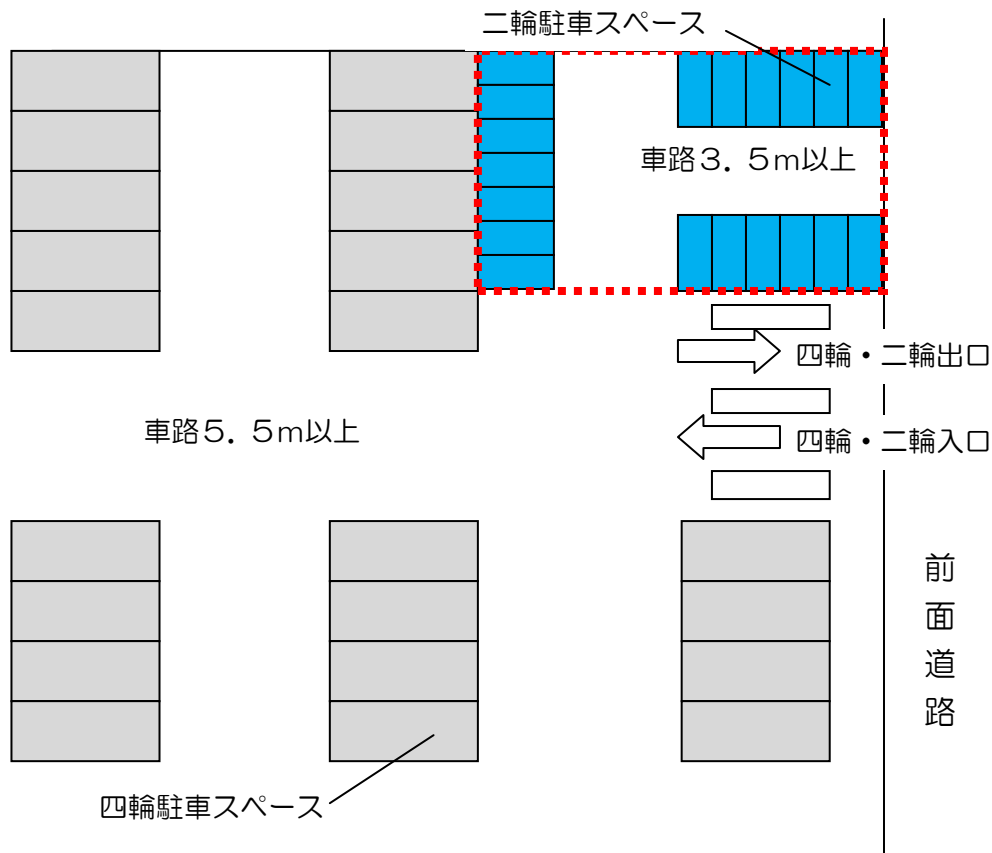
路外駐車場管理者（以下、管理者）は次の1）～4）の責務があります。

- 1) 路外駐車場の設置（変更）届出、管理規程の（変更）届出をしなければなりません。（駐車場の休止、廃止、再開の場合も同様です。）
- 2) 管理規程で定めた駐車場の供用時間内において、正当な理由のない限り、その供用を拒んではなりません。
- 3) 管理規程に従って業務を運営するとともに、その駐車場の構造及び設備を施行令で定められている基準に適合させなければなりません。（Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ参照）
- 4) 駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理の注意を怠らなかつたことを証明する場をを除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免れることはできません。管理者の責任をすべて否定するような「駐車場内での事故、盗難等については一切の責任を負わない。」という表現は、駐車場法に抵触するため適切ではありません。

## 3. 自動二輪車の受け入れについて

路外駐車場を設置される皆様は、四輪用駐車マスでの自動二輪車の受け入れや、自動二輪車専用マスの設置の検討をお願いします。

### [自動二輪車専用区画のイメージ]



## II. 届出の種類

駐車場法に基づく届出には、下記のものがあります。

1. 設置(変更)届出
2. 管理規程の届出
3. 上記それぞれの変更、廃止、再開の届出

駐車場を新たに設置する場合は、設置の届出と管理規程の届出が必要となります。

届出書は、正副各1部ずつ、合計2部提出してください。

※副本は返却します。

### 1. 設置(変更)の届出 [法第12条、施行規則第2条]

駐車場を計画する際に駐車場の位置、規模、駐車台数、構造等を記載した書類を届け出る必要があります。

1) 届出者 路外駐車場管理者

2) 届出時期 着工前(変更の場合は、変更前)

※基準を満たさない構造・施設については、是正工事を行う必要があります。

工事の手戻り等を防ぐため、設計時や工事着手前までに、ご相談ください。

3) 届出書類 下記の【表-1】に示す書類を提出してください。

※変更の場合は、変更した事項が関係する書類のみ必要となります。

【表-1】路外駐車場設置(変更)届出に必要な書類

書類・図面名称	建築物	建築物 以外	備考
路外駐車場設置(変更)届出書 (様式1)	○	○	変更の場合は変更箇所を朱書き
駐車施設の概要	○	○	面積計算書 構造等(建築物の場合)
路外駐車場の位置を 表示した付近見取図 (縮尺1/10, 000以上)	○	○	周辺の主要な公共施設(学校等) を明示
路外駐車場の区域等を 表示した平面図 (縮尺1/200以上)	○	○	技術的基準が遵守されているこ とが確認できるように明示 駐車場の区域、駐車マス、出入 口、車路、附近の道路、面積、 寸法等を記入
各階平面図 (縮尺1/200以上)	○		屈曲部には回転軌跡を表示

2面以上の立体図 (縮尺1/200以上)	<input type="radio"/>		
2面以上の断面図 (縮尺1/200以上)	<input type="radio"/>		
大臣認定書の写し及び仕様書又は全体組立図	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	特殊装置を用いる場合のみ (機械式駐車場等)
路外駐車場の届出に関するチェックシート(様式5)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	チェック項目に☑
バリアフリー新法に基づき添付する書面(様式4)		<input type="radio"/>	
バリアフリー新法に関する構造設備等のチェックシート(様式5)		<input type="radio"/>	チェック項目に☑

【備考】

- ・一般公共の用に供する部分とそれ以外の部分を明確に示してください。
- ・A4の大きさ(図面等の大判のものはA4サイズに折り込む)で提出してください。

2. 管理規程の届出 [法第13条、施行令第16条、施行規則第3・4条]

駐車場を運営する際に、供用時間、駐車料金等を明記した管理規程を作成し、届け出る必要があります。

なお、管理規程に記した供用時間や駐車料金は利用者の見やすい場所に明示しなければなりません。

[施行令第17条]

- 1) 届出者 路外駐車場管理者
- 2) 届出時期 供用開始後10日以内(変更の場合は、変更後10日以内)
- 3) 届出書類 下記の【表-2】に示す書類を提出してください。

【表-2】管理規程の届出に必要な書類

新規届出	変更届出
路外駐車場管理規定の(変更)届出書 (様式2) ※路外駐車場管理者の押印必須	路外駐車場管理規定の(変更)届出書 (様式2) ※路外駐車場管理者の押印必須
管理規定 ・路外駐車場の名称 ・路外駐車場管理者の氏名及び住所 ※路外駐車場管理者の押印必須 (法人の場合は、代表者の氏名等も) ・供用時間(休業日、供用開始及び時刻) ・駐車料金に関する事項	・管理規定の変更内容を示す書類若しくは変更後の管理規定(全文)



<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造上駐車することができない自動車</li> <li>・付帯業務の内容（付帯業務がある場合）</li> </ul>	
---	--

【備考】

- ・A4の大きさに提出してください。

3. 休止・廃止・再開の届出 [法第 14 条]

駐車場の全部又は一部を休止し、または廃止したときは届出が必要になります。

なお、休止している駐車場を再開したときも、届出が必要です。

- 1) 届出者 路外駐車場管理者
- 2) 届出時期 それぞれの行為後 10 日以内
- 3) 届出書類 路外駐車場休止（再開）（廃止）届出書（様式3）

4. **バリアフリー新法に基づく届出** [高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条等②]

特定路外駐車場（建築物又は建築物に付属する駐車場以外の届出が必要な路外駐車場）を設置する場合は、高齢者・障がい者等の移動に配慮し、構造・設備を省令②で定める基準に適合させなければなりません。

- 1) 届出者 特定路外駐車場管理者
- 2) 届出時期 路外駐車場の設置(変更)届出書に添付
- 3) 届出書類 ・バリアフリー新法に基づき添付する書面（様式4）
  - ・バリアフリー新法に関する構造設備等のチェックシート（様式5）
  - ・車いす使用者用駐車施設、移動等円滑化経路等を表示した平面図（縮尺 1/200 以上）

※基準を満たさない構造・施設については、是正工事を行う必要があります。

工事の手戻り等を防ぐため、設計時や工事着手前までに、ご相談ください。

変更の場合は、変更した事項が関係する書類のみ必要になります。

② 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条」、「同法施行規則第 7 条」及び「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令」

5. 変更の届出が必要な場合

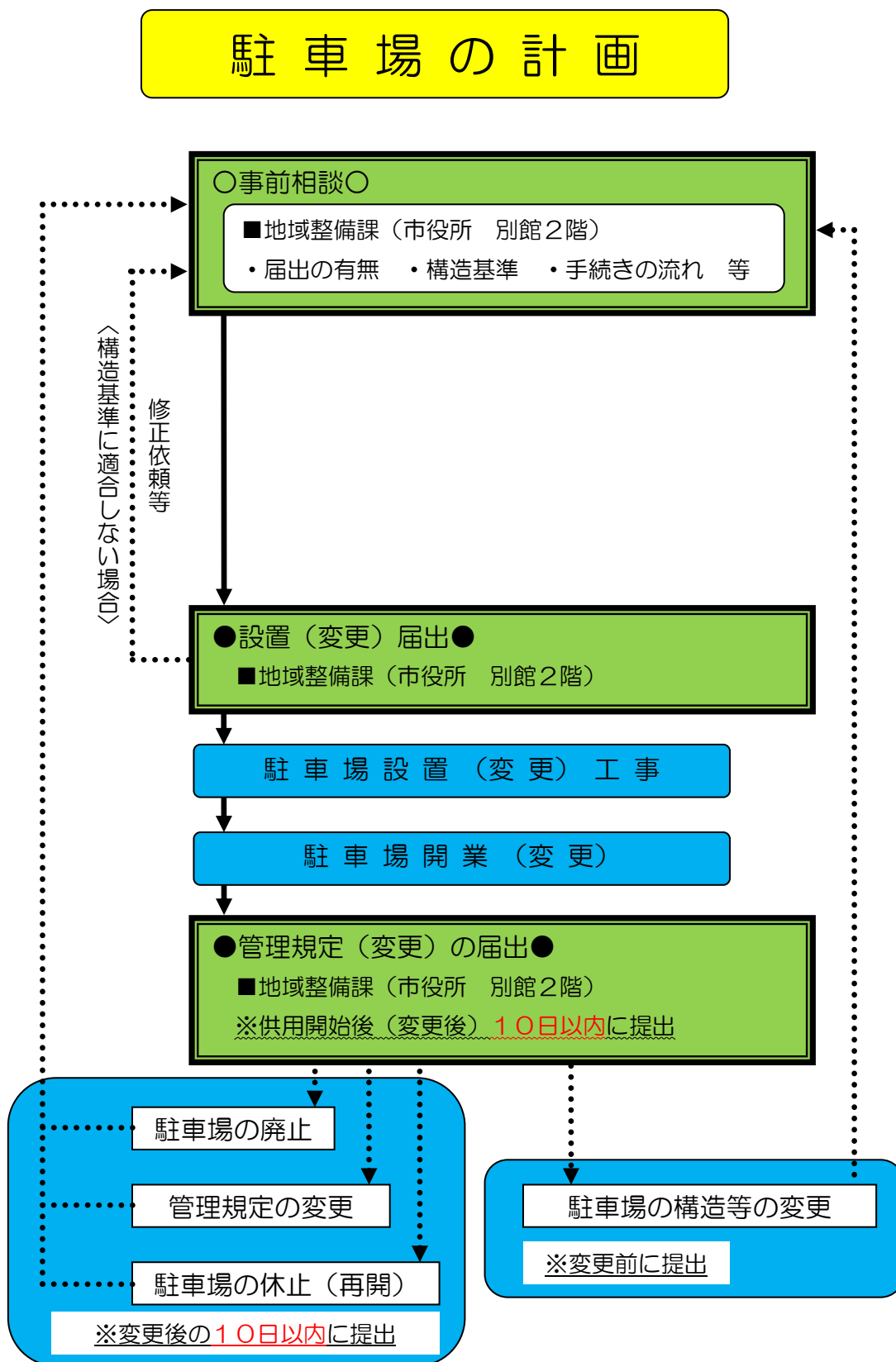
届出が必要な駐車場の管理者、駐車場名称、駐車場の構造、駐車台数、駐車料金及び供用時間等を変更しようとする場合、変更の届出が必要になります。

下記の【表-3】に変更の内容に応じて届出が必要となる書類を示します。

【表-3】 変更内容と必要な届出書類

変更の内容	届出が必要な書類		その他
	路外駐車場 設置変更届	管理規定 変更届	
管理者の変更 (名称の変更を含む)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	駐車場管理者が法人の場合、代表者のみの変更については届出不要。
管理者住所の変更		<input type="radio"/>	
駐車場の名称の変更	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
規模、構造、設備の変更	<input type="radio"/>		変更事項に係る図面等を添付
付帯業務の変更	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
駐車業務の変更		<input type="radio"/>	
供用時間、供用契約及び省令で定められた事項の変更		<input type="radio"/>	

6. 届出手続きの流れ



### Ⅲ. 路外駐車場の構造及び設備の基準

路外駐車場で、一般公共の駐車のために供する部分の面積が 500 m<sup>2</sup>以上のものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合にはおいては、それらの法令の規定によるものとされ、その他次に掲げる技術的基準を満足していなければなりません。〔法第 11 条〕

料金を徴収しない駐車場でも、面積が 500 m<sup>2</sup>以上であれば、構造及び設備の技術的基準に適合させなければなりません。

#### 1. 自動車の出口及び入口 〔施行令第 7 条第 1 項第 1 号〕

自動車の出口及び入口は、次に掲げる道路の部分に設けてはなりません。〔図-1 参照〕

なお、出入口の位置、歩道の切り開きや隅切り等について、門真警察署及び各道路管理者（国道については、大阪国道事務所。府道については枚方土木事務所）と事前相談を必要とする場合もあります。

##### 1) ・道路交通法第 44 条各号に掲げる道路の部分

- ・交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル（ア）
- ・交差点の側端又は道路の曲がり角から 5m 以内の部分（イ）
- ・横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5m 以内の部分（ウ）
- ・安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後側端からそれぞれ前後に 10m 以内の部分（エ）
- ・乗合自動車の停留所又は停留所を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10m 以内の部分（当該停留所又は停留所に係る運行系統に属する乗合自動車の運行時間中に限る。）（オ）
- ・踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10m 以内の部分（カ）

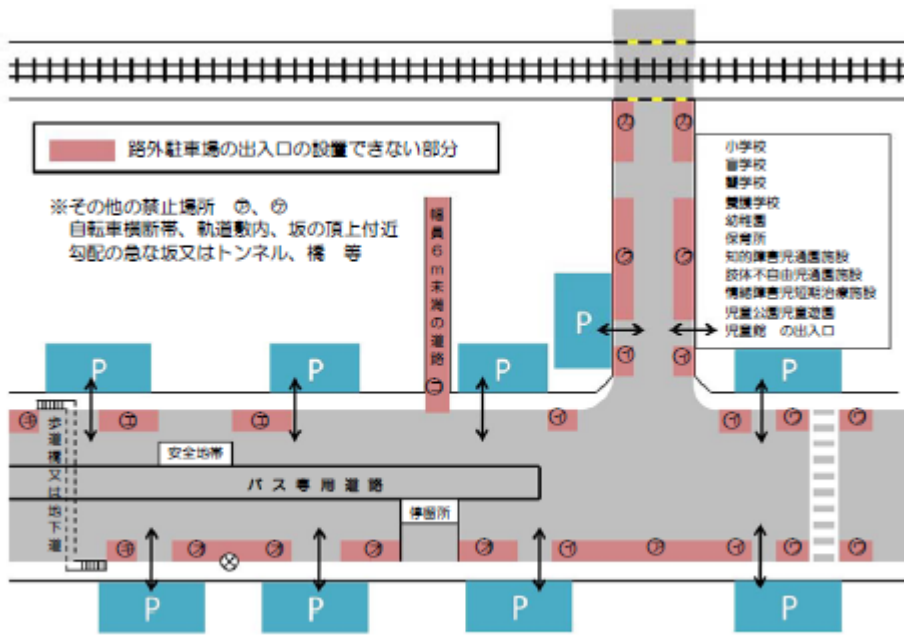
##### 2) 横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から 5m 以内の道路の部分（キ）

##### 3) 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 20m 以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右 20m 以内の部分を含む）（ク）

##### 4) 橋（ケ）

##### 5) 幅員 6m 未満の道路又は縦断勾配 10%を超える道路（コ）

■駐車場の出入り口の禁止位置図

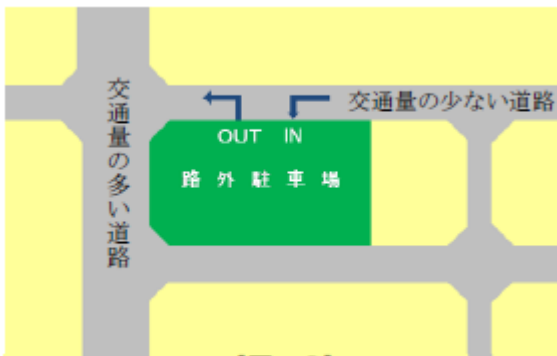


[図 - 1]

2. 前面道路が2以上ある場合 [施行令第7条第1項第2号]

駐車場の前面道路が2つ以上ある場合は、自動車の出入口は前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければなりません。[図 - 2]

ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときはこの限りではありません。

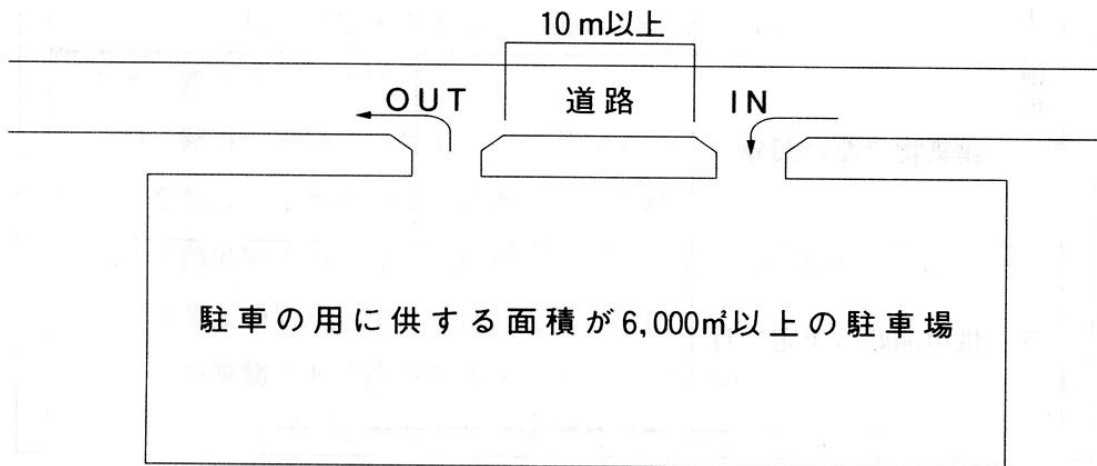


[図 - 2]

3. 入口と出口の隔離 [施行令第7条第1項第3号]

自動車の駐車のために供する部分（駐車マス）の面積が6,000㎡以上の場合は、入出庫が多くなるため、出入口を分離し、かつ10m以上の間隔をとることにより道路交通の安全と円滑化を確保するものとしています。[図 - 3]

※自動車の出入口が設置される道路が中央分離帯等によって、物理的に往復の方向別に分離されている場合は、出口と入口との間隔を10m未満とすることも可能です。

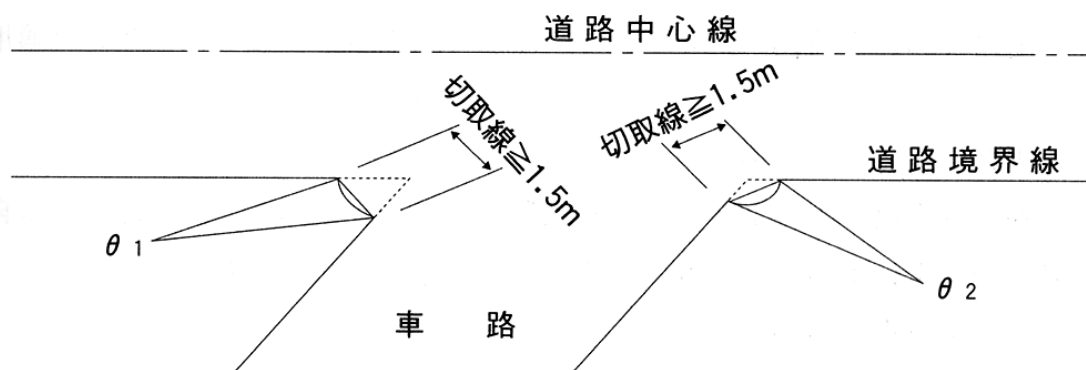


[図 - 3]

#### 4. 出入口の隅切り [施行令第7条第1項第4号]

自動車の出口又は入口において自動車の回転を容易にするために、必要に応じて出入口の隅切りが義務付けられています。この場合、切取線と車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは1.5m以上としなければなりません。[図 - 4]

また、車路は、当然のことながら前面道路に直角に設置することが望ましいです。



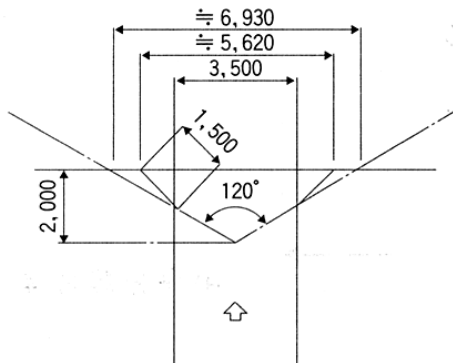
[図 - 4]

#### 5. 出口付近の構造 [施行令第7条第1項第5号]

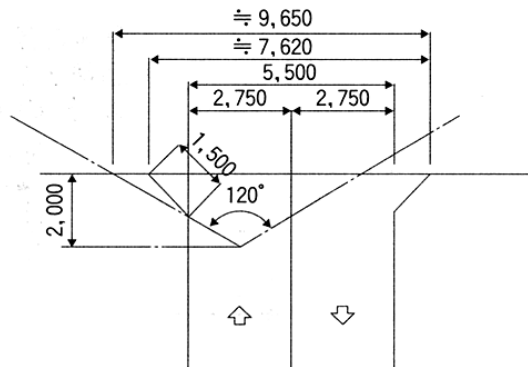
駐車場の出口付近は出庫車両の動線と道路の歩行者との動線がクロスするため、十分な安全性を確保しなければなりません。このため、自動車の出口付近の構造は、当該出口から2m後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する人を確認できるようにしなければなりません。一方通行にあっては、約6.9m、相互通行にあっては約9.7mの見開きが必要です。[図 - 5]

自動二輪車専用駐車場にあたっては、当該出口から1.3m後退した自動車車路の中心上1.4mの高さから同様に、当該道路を通行する人を確認できるようにしなければなりません。

〔一方通行の場合〕



〔相互通行の場合〕



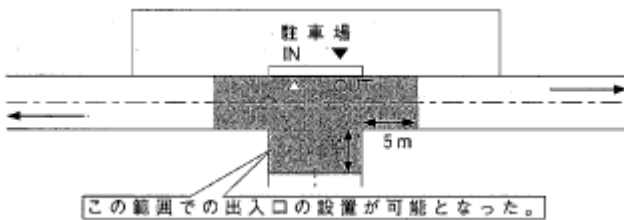
〔図 - 5〕

6. 国土交通大臣の認定により出入口の設置が可能な箇所〔施行令第7条第2項〕

通常、交差点の側端又はそこから5m以内の道路の部分、トンネル、橋については出入口を設置することはできませんが、道路の円滑かつ安全な交通に支障がないと国土交通大臣が認めたものだけに限り駐車場の出入口を設けることができます。〔図-6〕

※具体的にいかなる場合に「道路の円滑かつ安全な交通に支障がない」と認められるかは、現地の交通状況や交差点形状に応じて、関係する道路管理者、都道府県公安委員会との協議又は意見聴取を経て個別具体的に判断されることとなります。

なお、この国土交通大臣の認定手続きは、各地方整備局に委任されています。



〔図 - 6〕

7. 車路の幅員〔施行令第8条第1項〕

駐車場には自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けなければなりません。自動車の車路の幅員は、相互通行の場合は5.5m以上、一方通行の車路の場合は3.5m以上としなければなりません。

路外駐車場は不特定多数の者が利用するため、車路の設計に際しては自動車が安全に走行できるものとするのが求められています。幅員5.5mが安全に相互通行できる最小値であり、一方通行時における3.5mは走行車両に対して歩行者の待避し得る最小であるということを考慮して設計しなければなりません。

8. 駐車マスの寸法

駐車マスは、自動車の大きさに前後左右のクリアランスを加えた大きさが必要となります。

現在使用されている基準（下表）を参考に設計してください。

【表-4】 駐車マスの大きさ（1台分当りの大きさ）

乗用車（幅1.7m×長さ4.7m以下） [道路構造令解説]	幅2.3m以上×奥行5.0m以上
自動二輪車 [国土交通省・標準駐車場条例]	幅1.0m以上×奥行2.3m以上

なお、当該路外駐車場が「門真市建築指導要綱」に基づく附置義務駐車施設である場合には、下表のように規定されています。

【表-5】 附置義務駐車施設の駐車マスの大きさ

乗用車	幅2.5m以上×奥行5.0m以上 ※附置義務台数の設置が必要
-----	-----------------------------------

※機械式駐車場で国土交通大臣の認定を受けているものはこの限りではありません。

## 9. バリアフリー

特定路外駐車場については、バリアフリー新法に基づく国土交通省令で定められた構造及び設備の基準に適合させなければなりません。

## 10. 供用時間・料金等の明示 [施行令第17条]

管理者は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければなりません。

管理規定を有効なものとし、無用なトラブルを避けるためにも、駐車場内への掲出や駐車券への印刷により、駐車場利用者に管理規定を明示してください。

また、駐車場の入口等には自動二輪車の駐車の可否や駐車できる自動車の大きさ等について利用者にわかりやすいように明示してください。なお、構造上支障のない自動車については、正当な理由のない限り供用を拒んではならないことになっています。

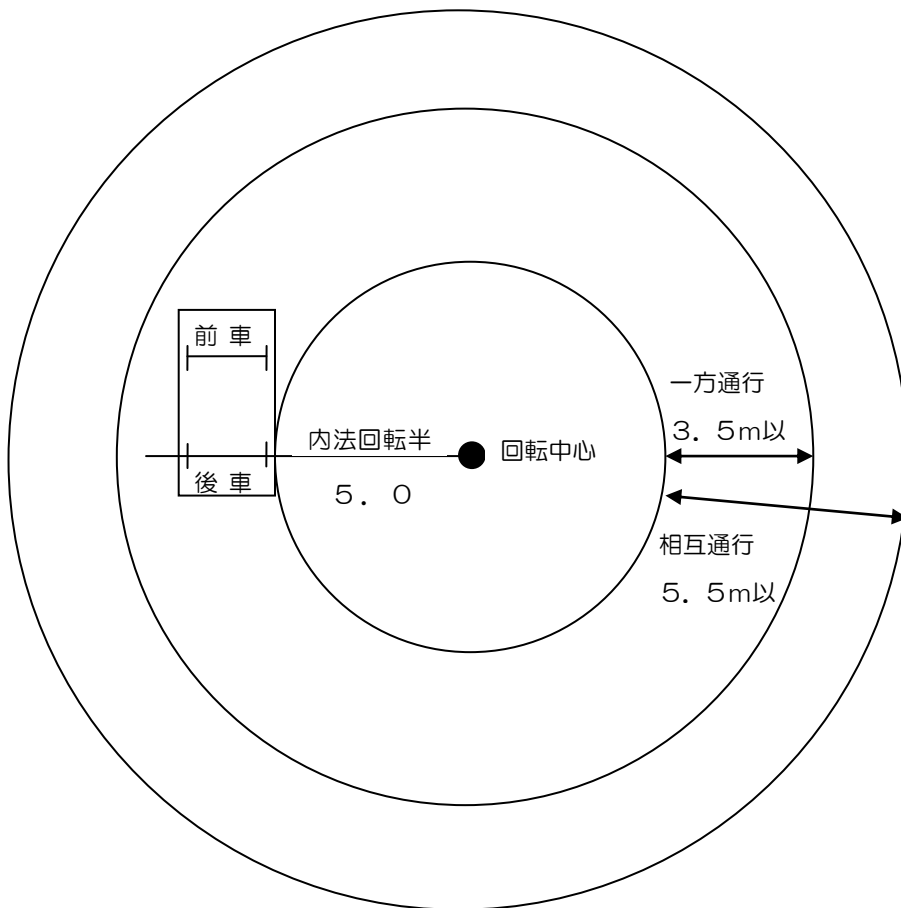


#### IV. 建築物である路外駐車場の構造及び設備の基準

##### 1. 車路の構造 [施行令第8条第3号]

駐車場が建築物の場合、屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。）は、自動車が5.0m以上の内のり半径で回転できる構造でなければなりません。

- 1) 内のり回転半径とは、後輪の車軸延長線上に回転中心を置き、その回転中心から半径5.0m以上の軌跡をいう。一方通行であればさらにその外側に3.5m以上、相互通行であれば5.5m以上を加えた同心円が有効幅員として見なされることに留意してください。[図-7]
- 2) 傾斜部の縦断勾配は、17%を超えてはなりません。
- 3) 傾斜部の路面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げなければなりません。

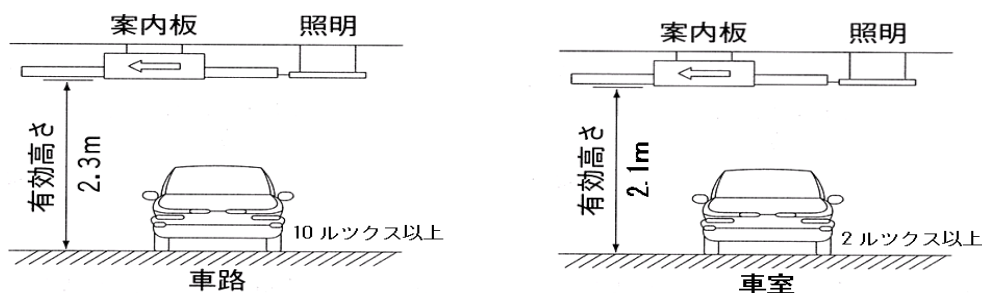


[図-7]

##### 2. はり下の高さ [施行令第8条第3号、第9条]

駐車マスのはり下の高さは2.1m以上、車路の部分のはり下の高さは2.3m以上とする必要があります。車路はスロープ部による自動車の傾き、あるいは走行中のバウンド等を考慮し、はり下の必要寸法を駐車マス部分の2.1mより0.2mの余裕を加えています。[図-8]

なお、はり下の高さとは建築設備も含む有効高さであることに注意してください。



[図 - 8]

### 3. 避難階段 [施行令第 10 条]

地上へ直接通じる出入口のある階以外の階に駐車マスを設ける場合には、建築基準法施行令第 123 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けなければなりません。

### 4. 防火区画 [施行令第 11 条]

給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合には、当該施設と駐車場とを耐火構造（建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造をいう。）の壁又は防火戸等の特定防火設備（建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備をいう。）によって区画しなければなりません。

### 5. 換気装置 [施行令第 12 条]

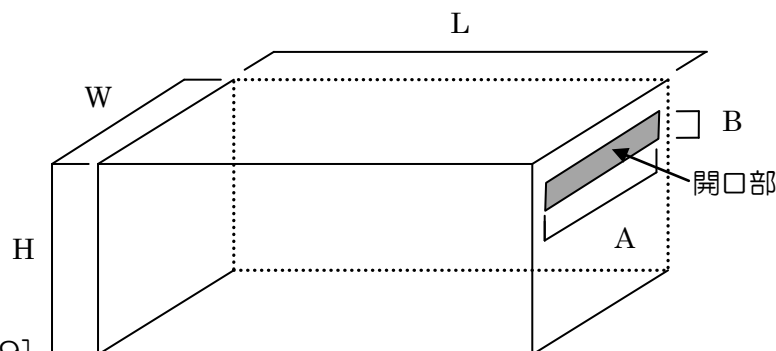
駐車場には、その内部の空気を 1 時間につき 10 回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければなりません。（機械換気）

ただし、窓その他の開口部を有する階で、その開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の 10 分の 1 以上であるものについては、この限りではありません。（自然換気） [図 - 9]

対象となる面積については車室及び車路等も含まれます。

地下駐車場の場合は、さらに「地下駐車場排気ガス障害予防対策要綱」並びに労働基準法施行規則第 18 条及び労働安全衛生規則第 577 条に基づく構造及び設備上の制限が定められています。

換気能力は下記の値以上とする必要がある  
 機械換気の場合：必要換気量  $V \geq 10 \times H \times W \times L$   
 自然換気の場合：開口部の面積  $A \times B \geq (W \times L) / 10$



[図 - 9]

## 6. 照明装置〔施行令第13条〕

避難上最小限の明るさを確保するために、下記の照度を保つために必要な照明装置を設けなければなりません。

なお、この規定は、屋上にも適用されます。

- 1) 自動車の車路の路面 10ルクス以上
- 2) 自動車の駐車のために供する部分の床面 2ルクス以上

## 7. 警報装置〔施行令第14条〕

自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために音や光等による警報装置を設けなければなりません。

## V. 特殊装置を用いる路外駐車場の技術基準

国土交通大臣の認定を受けた特殊装置を用いる路外駐車場については、IVの構造及び設備の基準によらないことができます。

### 1. 特殊装置の分類

国土交通大臣の認定を受けた特殊装置は、以下の分類のものがあります。

- (1) 特殊装置が施行令第9条の駐車マスの部分に該当するものは、垂直循環方式（メリーゴーランド）、水平循環方式、多層循環方式、二段方式です。
- (2) 特殊装置が施行令第8条の車路に該当するものは、自動車用エレベーター、方向転換装置（ターンテーブル）です。
- (3) 特殊装置が施行令第9条の駐車マスと施行令第8条の車路との組合せであるものは、エレベーター方式、エレベータースライド方式、平面往復方式です。

### 2. 対象とする自動車

道路運送車両法（施行規則別表第1）に定める普通自動車（大型のバス、トラック等を除く）、小型自動車又は軽自動車（二輪車を除く）です。

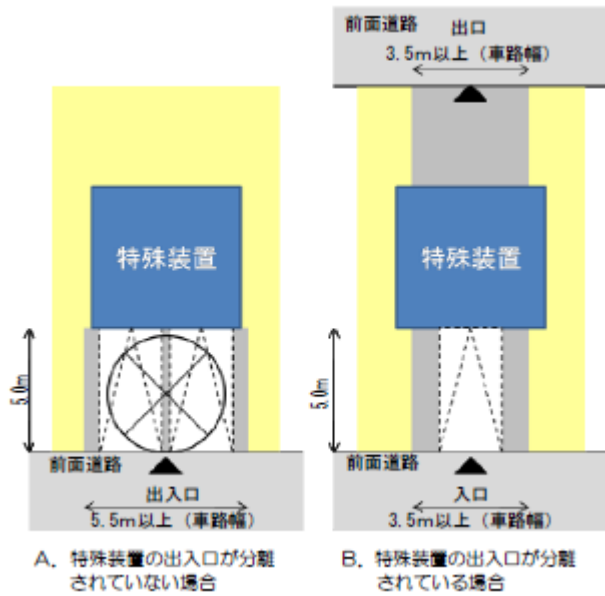
### 3. 特殊装置の面積の算定方法

特殊装置の駐車マスの部分の面積の算定に当たっては、道路運送車両法で規定された小型自動車又は軽自動車のための駐車のために供する特殊装置の場合、自動車1台当たり12㎡とみなし、普通自動車（大型バス、トラック等を除く。）の駐車のために供することができる特殊装置については、自動車1台当たり15㎡とみなして算定します。

### 4. 特殊装置の前面空地

施行令第15条の認定基準に基づいて、「円滑かつ安全に走行する車路」として特殊装置（二段方式を除く）と道路の間に、当該特殊装置に収容可能な自動車2台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることができる車路に相当する空地を設けなければなりません。ただし、通り抜けのように特殊装置の出口と入口とが分離された構造の場合には、入口側にのみ、当該装置に収容可能な自動車1台分に相当する空地を設けることが必要です③。[図-10]

③「駐車場法施行令第15条の認定基準について（通知）」（昭和43年10月16日建設省都市局長通達）



[図 - 10]

<参考様式>

- 路外駐車場設置変更届出書（様式1）
- 路外駐車場管理規程の（変更）届出書（様式2）
- 路外駐車場休止（廃止）届出書（様式3）
- バリアフリー新法に基づき添付する書面（様式4）
- 路外駐車場等の届出に関するチェックシート（様式5）